

知多市新庁舎等設計委託公募型プロポーザルに係る質疑回答書（令和5年2月2日締切分）

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
1	特記仕様書 (案)	1	2	業務内容については、参加申出をした後と、新庁舎の設計者に特定された後にも、必要に応じて協力事務所を追加できると判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 特記仕様書(案)26ページ、11(3)業務計画書の提出イ(カ)及びウのとおりです。
2	特記仕様書 (案)	1	5(2)	今回の敷地境界線(工事範囲想定)がわかる図面等をいただけないでしょうか。	追加資料として、市ホームページに掲載します。
3	特記仕様書 (案)	1	5(2)	庁舎建設に伴って駅ロータリー部分の線形変更などは想定しないということによろしいでしょうか。	ロータリー及び前面道路(市道緑町線)の線形変更は予定しておりません。 ただし、中街区A-1区画に対する自動車乗入については、警察との協議等を経て位置等が決まりますのでご注意ください。
4	特記仕様書 (案)	5	6(3)オ	解体に伴い、既存庁舎の計画が分かる図面(平面図、立面図、断面図等)があればご提示ください。	知多市役所総務課の窓口での閲覧を可とします。 閲覧日時の調整については、総務課にお問い合わせください。
5	特記仕様書 (案)	10	9(2)キ(ク)	「実施設計に関する附帯業務」に開発許可申請業務が含まれていますが、県と協議の結果不要となれば省かれるという認識で宜しいでしょうか。現時点で開発許可申請が必要となる決定的な理由がある場合、市の想定をご教示ください。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、設計により地盤高等が決まるため、計画によっては開発許可申請等が必要となると認識しております。
6	特記仕様書 (案)	11	9(4)	既存敷地の高低差は設計業務内で行うことは承知致しましたが、現時点でわかる範囲での周辺道路の高低差がわかる資料をご提示ください。	質疑No.2の回答と同じ資料を参照してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
7	特記仕様書 (案)	12	9(5)ア	質疑No.5に関連し、中街区既存緑地撤去工事における切土は開発許可申請に該当しないという想定で宜しいでしょうか。	質疑No.5を参照してください。
8	特記仕様書 (案)	12	9(5)	開発行為の許可について記載がありませんが、必要が無いとの理解でよろしいでしょうか。	開発許可申請については、特記仕様書(案)10ページ9(2)キ(ク)のとおりです。要否については、質疑No.5を参照してください。
9	特記仕様書 (案)	12	9(5)ウ	敷地内既存水路の場所や大きさ、現状の接続先がわかる図面をいただけないでしょうか。	新庁舎等設計委託要求水準規定書資料(案)の「資料3 インフラ現況図」をご覧ください。その他、お示しできる資料はありません。
10	特記仕様書 (案)	12	9(5)ウ	既存水路部分は公図上、水路または宅地どちらで登録されていますでしょうか。当該敷地の公図をご提示ください。	現況地目・登記地目ともに宅地です。公図は、必要に応じて法務局で取得してください。
11	特記仕様書 (案)	12	9(5)ウ	既存水路の暗渠化や、位置の移動などの提案は可能でしょうか。	提案は可としますが、関係者との協議は受注者の責任で行うこととし、協議が難航した場合の設計期間の延長は認めません。 また、市は工事費低減のため、積極的な移設を考えていないことから、提案に当たっては移設の必要性をご説明いただくこととなります。
12	要求水準規定書 (案)	2	第2 1(2)	周辺道路や敷地における、水道や下水道以外の電力や通信、都市ガス等のインフラ情報があればご提示ください。	各事業者と協議の結果、危機管理上公表しないこととしていますので、詳細は各事業者にご確認ください。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
13	要求水準規定書(案)	3	第2 2(4)	既存庁舎の光熱費(電気・水道・ガス)がわかる資料があればご提示ください。	過去5年間の現庁舎の光熱水費の実績は、以下のとおりです。 ①電気料金 H29年度：800,770Kwh 18,751,917円 H30年度：843,495Kwh 20,789,254円 R元年度：846,153Kwh 20,841,175円 R2年度：901,068Kwh 19,925,376円 R3年度：889,563Kwh 21,594,663円 ②上下水道料金 H29年度：8,185m <sup>3</sup> 2,755,808円 H30年度：8,461m <sup>3</sup> 2,892,614円 R元年度：7,860m <sup>3</sup> 2,705,427円 R2年度：6,894m <sup>3</sup> 2,404,942円 R3年度：6,539m <sup>3</sup> 2,290,706円 ③ガス料金 H29年度：8,449m <sup>3</sup> 975,412円 H30年度：8,265m <sup>3</sup> 1,025,293円 R元年度：6,787m <sup>3</sup> 877,451円 R2年度：4,454m <sup>3</sup> 562,216円 R3年度：4,091m <sup>3</sup> 559,625円
14	要求水準規定書(案)	8	第2 3(1)コ	当該敷地は、市が公表する高潮ハザードマップでの想定浸水深さ0.5m～3.0mと予測していますが、令和3年度の愛知県の高潮ハザードマップでは浸水範囲に該当していません。市の想定する当該敷地の詳細な浸水高さがあればご教示ください。	愛知県の予測では当該敷地は浸水想定区域に隣接していますが、愛知県の予測以外に、市としての高潮浸水高の想定はありません。
15	実施要領	1	2	複数の法人で構成されるグループとは、文字通り「グループ」であり、必ずしも設計共同体を指すものではないと判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
16	①実施要領 ②知多市プロ ポーザル方式 実施要領	①1 ②2	①2(1) ②第5条第1 号及び第4号	複数の法人で構成されるグループで参加する場合、参加資格要件の、御庁の入札参加資格に関わる条件は、提出書類の「応募者」として記載した企業のみが適合していれば良いと判断しますが、宜しいでしょうか。	参加申出書の提出期限（令和5年2月10日）に、グループ内の全ての法人について、入札参加資格を要するものとします。
17	実施要領	3	3(3)イ	「管理技術者及び各分野担当主任技術者は、一級建築士であること。」と記載がありますが、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者については建築設備士の資格を保有していれば応募条件を満たすことが一般的であります。今回の応募条件も同様に条件を満たすことよろしいでしょうか。	電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者については一級建築士又は建築設備士の資格を保有していることを条件とします。
18	実施要領	6	4(9)ウ(ウ)	市でご用意頂けるスクリーンサイズおよびプロジェクターの型番についてご教示ください。	使用予定の物品の概要は、以下のとおりです。型番等の詳細は、第二次審査の対象者に通知します。また、パソコンとプロジェクターを接続するケーブルは、市でも用意します。 ①スクリーン（自立式） 映写サイズ：縦1,200mm×横1,615mm ②プロジェクター 接続方式：HDMI、VGA
19	実施要領	7,8	5(2)ア 5(3)イ(ウ)	それぞれ綴じ方はダブルクリップ等で綴じて提出するということよろしいでしょうか。	綴じ方は任意です。
20	実施要領	7	5(2)イ	提出書類一覧に「参加資格要件を確認できる書類、資格や実績の確認資料等」とありますが、「実績」とは「ZEBに関する実績」のみを指し、実施要領と様式集に記述のない他の事項の事ではないと判断しますが、宜しいでしょうか。	実績とは、ZEBに関する実績、同種・類似業務実績、管理技術者の経歴等及び各分野担当主任技術者の主な業務実績に記入する実績を指します。確認資料等とは、これらの実績の確認資料のほか、実績として判断するために必要な補足確認資料を想定しています。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
21	実施要領	8	5(3)イ(ウ)	様式第11号において「技術提案書は各課題ごとに作成し各提案につき1枚とする。」との記載がありますが、提出する枚数は課題1=1枚、課題2=1枚、課題3=1枚の計3枚との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	①参加申出書 ②様式集	-	①参加申出書 ②様式第2号 等	①と②には、「印」と記載が無いことと、昨今の押印廃止の潮流から、①と②及びその他一切の提出書類に押印は不要と判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	様式集	-	様式第3号	備考3に、人数欄は、知多市の入札参加資格者名簿の登録事務所の社員数を記入する、とありますが、弊社は入札参加資格に関わる条件は、提出書類の「応募者」として記載した企業のみ適用されると判断し、その他の法人の人数は当該法人の実際の人数を記入すると判断しますが、宜しいでしょうか。	入札参加資格要件はグループ内の全ての法人に求めるものとします。また、「様式第3号 会社概要書」は、グループ内の法人ごとに作成し、提出してください。
24	様式集	-	様式第3号	「一級建築士事務所登録が完了している旨を証する書類を添付すること」と記載がありますが、登録有効期間内に発行された建築士事務所登録証の写しを添付することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	様式集	-	様式第3号	「ZEBに関する実績を示す書類を添付すること」とありますが、ZEBプランナー登録票の下部に「ZEBプランニング実績」の記載があれば、ZEBプランナー登録票を添付して提出することで、「実績を示す書類を添付すること」を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式集	-	様式第3号	備考5, 6の一級建築士事務所登録とZEBプランナー登録が完了している旨を証する書類は、各々、写しで良いと判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。それぞれ写しを提出してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
27	①様式集 ②実施要領 ③様式集	①－ ②1 ③－	①様式第3号 ②2(3) ③様式第7号	①の備考6に、「ZEBプランナー登録が完了している旨を証する書類及びZEBに関する実績を示す書類を添付すること。」とされています。しかし、②では(3)「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業に係るZEBプランナー登録を完了していること。」とあり、③では、2 参加資格要件「5要件(3) ZEB実証事業に係るZEBプランナー登録を完了している」とあります。①の備考6の記述に関わらず、ZEBプランナー登録が完了していれば②、③の規定により、ZEBに関する実績が無くとも参加資格要件を満たし、実績がない場合は実績を示す書類の添付は不要と判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	①様式集 ②選定基準	①－ ②2	①様式第4号 ②3 ■第一次審査項目及び配点表	同種・類似業務実績について、①の備考5に、実績が多い場合、欄は適宜追加と2頁に渡る事を可とするとありますが、②では(最大3件)と記載されています。①で実績を何件記述しても②の記述の通り、評価の対象となるのは最大3件のみと判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 審査の都合上、最も配点の高い実績から最大3件を記載してください。
29	様式集	－	様式第5号	資格と取得年月日の記入欄が3段になっていますが、最上段にのみ記入すると判断しますが、宜しいでしょうか。	最上段には、一級建築士の登録番号及び取得年月を記載してください。 2段目及び3段目には、一級建築士以外の本業務における有効な資格を有する場合は、当該資格名、登録番号及び取得年月を記載してください。ただし、資格取得数は評価の対象になりません。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
30	様式集	-	様式第5号	「建築CPD及び資格を確認できる書類を添付すること」と記載がありますが、写しを添付することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	様式集	-	様式第5号	資格の各欄に資格名と取得年月を記入する欄の他に、下段に[ ]と(年月)の欄がありますが、何を記載すれば良いのでしょうか。 [ ]に資格の登録番号を記入し、(年月)は何も記入しないと判断しますが、宜しいでしょうか。	一級建築士の取得年月を記入する欄の下に空いたスペースに資格の登録番号を記載してください。下段の[ ]には、その他本業務における有効な資格を有する場合は、記載してください。ただし、資格取得数は評価の対象になりません。
32	様式集	-	様式第7号	5 提出書類に関する事項(2) 第一次審査 1 「市要領第3号様式を表紙とし、様式第3号から様式第7号までをA4判長辺綴じ」とありますが、綴じ方は、記載の書類をまとめてクリップ留めと判断しますが、宜しいでしょうか。	綴じ方は任意です。
33	①様式集 ②選定基準 ③様式集	①- ②2 ③-	①様式第7号 ②3 ■第一次審査項目及び配点表 ③様式第5号	①の3 応募条件等(3) 業務実施上の条件 3条件工管理技術者及び各分野担当主任技術者は、各1名以上であるとありますが、②では建築(総合)、建築(構造)、電気設備、機械設備の主任技術者(各1名)と記載されています。③で何人記述しても②の記述の通り、評価の対象となるのは各1名のみと判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	事業者選定基準	2	3 ■第一次審査項目及び配点表	事務所の概要の評価基準の有資格者数は、グループで応募する場合、その合計人数と判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、様式第3号は、グループで応募する場合は応募者及び全ての構成員の分をそれぞれ別で作成し、有資格者数は、会社ごとの人数を記入してください。

No.	資料名称	頁	該当箇所	質疑内容	回答
35	事業者選定基準	2	3 ■第一次審査項目及び配点表備考欄※2	「類似」施設の「民間のオフィスビル等」には、中高層ビル型都心大学キャンパス（延床約33,000㎡以上、地上10～14階構成、特別避難階段及び非常用エレベーター装備、2期にわたる施設の一部が免震構造）も含むことが出来ると判断しますが、宜しいでしょうか。	類似施設の民間オフィスビル等は、延床面積5,000㎡以上の事務所及び事務所用途を有する複合施設を評価対象とします。用途の明確な分割ができない場合は、要件を満たすことがわかる資料を適宜提出してください。 なお、評価の可否は、選定委員会での判断であり、事務所用途の延床面積が不明確等の理由で判断が困難な場合は、業務実績として評価されない可能性があります。
36	事業者選定基準	2	3 ■第一次審査項目及び配点表備考欄※2	「市、県、国、その他地方公共団体等が発注した」との記載がありますが、市、県、国、その他地方公共団体等が発注した整備事業でPFI法に基づいて実施された業務で受注者が設立した民間企業（SPC会社）からの発注を受けた事務所ビルは、同種に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市、県、国、その他地方公共団体等が発注した事業を直接受注していない場合は、同種の実績として評価しません。応募者がSPCの構成員である場合は、同種の実績として評価します。
37	事業者選定基準	2	3 ■第一次審査項目及び配点表備考欄※2	※2の「延床面積5,000㎡以上のものの新築の基本設計又は実施設計の実績を指す。」と記載がありますが、「新築」に関して、改修業務以外の新築または改築、増築も該当実績との認識でよろしいでしょうか。	新築には、延床面積5,000㎡以上の増築は含みますが、改築は含みません。
38	事業者選定基準	3	3(1)イ(ア)	複数の法人で構成されるグループで参加する場合、各分野の主任担当技術者の実績基礎配点は2点となると判断しますが、宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	契約書（案）	-	第19号様式	複数の法人で構成されるグループで参加し、特定された場合、契約は発注者である御庁と受注者として応募者が締結すると判断しますが、宜しいでしょうか。	グループ（応募者及び構成員）と契約を締結する予定です。